

業務委託契約に係る公募について

次のとおり受注者を募集します

令和8年3月2日

香川県広域水道企業団東讃ブロック統括センター所長 藤村 聖治

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 検満水道メーター取替業務（その2）
- (2) 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (3) 委託業務の内容 公募実施要領の別添「仕様書」による
- (4) 履行場所 香川県さぬき市旧大川町地区

2 応募資格

要求仕様書の内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有するほか、次に掲げる全ての要件を満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成30年香川県広域水道企業団告示第3号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 国税及び県税の滞納がない者。
- (5) 下記の要件をすべて満たすもの
 - ① 応募者（または応募者の会員）が、香川県広域水道企業団が発注した検満水道メーター取替業務の実績を有する者。
 - ② 企業においてはさぬき市内に本社又は営業所があること。「組合等においてはさぬき市で活動できること。」なお、法人格のない組合等については、定款又はこれに代わるもの、事業報告書及び決算書又はこれにかわるものによって、事業内容及び営業範囲が確認できる団体であること。
 - ③ 参加する組合、単体企業、代表者及び構成員が、本業務に参加する他の組合、共同企業体の代表者及び構成員でないこと。

3 応募方法

(1) 提出書類

- ① 応募意思表明書（様式1）
- ② 検満水道メーター取替業務の実績調書（契約書の写し）
- ③ 会社においては登記簿及び定款又は規約若しくはそれに代わるもの（企業団の入札参加資格名簿に掲載されている場合は不要）
- ④ 法人格のない組合等については、定款又はこれに代わるもの、事業報告書及び決算書又はこれに代わるものによって、事業内容及び営業範囲が確認できるもの

(2) 受付期間

令和8年3月2日（月）から3月9日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下、「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 提出先

〒769-2401 さぬき市津田町津田1467番地5
香川県広域水道企業団東讃ブロック統括センター
電話番号 0879-23-7073 F A X 0879-23-7076
E-Mail : tosan_komu@union.suido-kagawa.lg.jp

(4) 提出方法

直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）によるものとし、電話、電報、F A X、電子メール、宅配便等は不可とする。

なお、郵便又は信書便により提出する場合は、令和8年3月9日（月）午後5時までに必着すること。

4 説明会

説明会は開催しない。

5 質問の受付、回答

応募意思表明書を提出した者若しくは、提出を予定している者で、参加するに当たって質問事項がある場合は、次のとおり行うこと。

(1) 受付場所

3の(3)の場所

(2) 受付期限

令和8年3月9日（月）午後5時

(3) 提出方法

質問書（様式2）を使用して、F A X又は電子メールで提出すること。なお、送信時には、質問書を送信した旨を必ず3の(3)に記載の電話に一報すること。

(4) 回答

回答は、応募者資格要件に適合した者全員に電子メールで送付する。

6 見積書依頼

応募資格要件に適合したものに対し、見積徴収を行い、予定価格の範囲内で最も安価な見積書を提出したものを契約予定者とし、企業団が作成する契約書により契約を締結する。

7 その他

- (1) 本案件は、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときにその効力が生ずる。
- (2) 参加者は、本公告のほか、会計規程、契約規程等の内容を遵守しなければならない。
- (3) 詳細は、公募実施要領による。